

道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十六年国家公安委員会規則第二号）新旧対照条文

○ 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第二十七号）（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 当事者 法第五十一条の四第六項、第七十七条第六項、第九十条第四項（同条第七項及び第十四項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四百四条第一項（法第四百四条の二の二第六項及び第七條の五第四項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の通知を受けた者（法第五十一条の四第七項の規定により、同条第六項の規定による通知が到達したものとみなされる者を含む。）又は法第三百三条の二第一項若しくは第四百四条の二の三第一項の規定による運転免許の効力の停止（第十四条第三項において「<u>仮停止等</u>」という。）若しくは法第七條の五第十項において準用する法第三百三条の二第一項の規定による自動車及び原動機付自転車の運転の禁止（第十四条第三項において「<u>仮禁止</u>」という。）を受けた者をいう。</p> <p>二 代理人 当事者の委任を受け当事者のために法第四百四条第一項の意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）又は法第五十一条の四第六項、法第七十七条第六項、第九十条第四項、<u>第三百三条の二第二</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 当事者 法第五十一条の四第六項、第七十七条第六項、第九十条第四項（同条第七項及び第十四項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四百四条第一項（法第四百四条の二の二第六項及び第七條の五第四項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の通知を受けた者（法第五十一条の四第七項の規定により、同条第六項の規定による通知が到達したものとみなされる者を含む。）又は法第三百三条の二第一項の規定により運転免許の効力の停止（第十四条第三項において「<u>仮停止</u>」という。）若しくは法第七條の五第十項において準用する法第三百三条の二第一項の規定により自動車及び原動機付自転車の運転の禁止（第十四条第三項において「<u>仮禁止</u>」という。）を受けた者をいう。</p> <p>二 代理人 当事者の委任を受け当事者のために法第四百四条第一項の意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）又は法第五十一条の四第六項、法第七十七条第六項、第九十条第四項若しくは<u>第三百三条の</u></p>

項（法第七七条の五第十項において準用する場合を含む。）若しくは  
は第百四条の二の三第二項の弁明（以下「弁明」という。）に関する  
一切の手續をすることが出来る者をいう。

三（略）

（弁明の方式）

第十四条（略）

2（略）

3 前項の規定により弁明を録取する者（次条において「弁明録取者」という。）は、弁明の日時の冒頭において、予定される処分又は仮停止等若しくは仮禁止の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を当事者又はその代理人に対し説明しなければならない。

二第二項（法第七七条の五第十項において準用する場合を含む。）の弁明（以下「弁明」という。）に関する一切の手續をすることが出来る者をいう。

三（略）

（弁明の方式）

第十四条（略）

2（略）

3 前項の規定により弁明を録取する者（次条において「弁明録取者」という。）は、弁明の日時の冒頭において、予定される処分又は仮停止等若しくは仮禁止の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を当事者又はその代理人に対し説明しなければならない。

○ 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成十年国家公安委員会規則第十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第四条（略） 2～4（略）</p> <p>5 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 府令第三十三条第四項第一号への規定により行う教習は、別表第三第四号又は第六号に掲げる事項に係る教習であつて、自動車による教習を行うことが困難であると認められるものとする。</p> <p>二 府令第三十三条第四項第一号トの規定により行う教習は、別表第三第二号、第四号、第五号又は第六号に掲げる事項に係る教習であつて、カーブにおける安全な速度での走行その他の運転シミュレーターにより行うことにより自動車による教習と同等の教習効果をあげることができるものと認められるものについてのみ行うこと。</p> <p>6～8（略）</p>	<p>第四条（略） 2～4（略）</p> <p>5 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 府令第三十三条第四項第一号への規定により行う教習は、別表第三第二号、第四号又は第六号に掲げる事項に係る教習であつて、自動車による教習を行うことが困難であると認められるものとする。</p> <p>二 府令第三十三条第四項第一号トの規定により行う教習は、別表第三第四号、第五号又は第六号に掲げる事項に係る教習であつて、カーブにおける安全な速度での走行その他の運転シミュレーターにより行うことにより自動車による教習と同等の教習効果をあげることができるものと認められるものについてのみ行うこと。</p> <p>6～8（略）</p>

○ 運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成十四年国家公安委員会規則第十四号）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（身体の障害の程度）</p> <p>第一条 道路交通法施行令別表第二の三の表及び別表第二の備考の二の118]の国家公安委員会規則で定める身体の障害の程度（次条において単に「身体の障害の程度」という。）は、次条に規定する場合を除き、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）別表第一又は別表第二に該当する後遺障害（以下「自賠法後遺障害」という。）であつて、当該自賠法後遺障害についてこれらの表が保険金額として定める金額が同令第二条第一項第三号イに定める金額以上となる場合における障害の程度とする。</p>	<p>（身体の障害の程度）</p> <p>第一条 道路交通法施行令別表第二の三の表及び別表第二の備考の二の115]の国家公安委員会規則で定める身体の障害の程度（次条において単に「身体の障害の程度」という。）は、次条に規定する場合を除き、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）別表第一又は別表第二に該当する後遺障害（以下「自賠法後遺障害」という。）であつて、当該自賠法後遺障害についてこれらの表が保険金額として定める金額が同令第二条第一項第三号イに定める金額以上となる場合における障害の程度とする。</p>